

(福祉行政報告例)

統計法に基づく  
一般統計調査

### 第21の3 市町村における相談支援

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)

\*

都道府県  
指定都市名  
新潟県  
市町村名  
佐渡市  
平成 29 年度分報告

2900213 1500  
年表 都道府県・指定都市・中核市

※項目毎に昨年度と数値を比較し、貼付間違いや記入漏れなどないようにご注意ください!

(相談支援を利用している障害者等の人数)

	実人員 (1)	身体障害 (2)	重症心身障害 (3)	知的障害 (4)	精神障害 (5)	発達障害 (6)	高次脳機能障害 (7)	その他 (8)
障害者 (01)	145	20	1	42	70	4	2	6
障害児 (02)	9	0	0	5	2	2	0	0
計 (03)	154	20	1	47	72	6	2	6

(相談支援事業の実施体制)

	市町村直営で実施		委託相談支援事業所で実施 (3)
	障害者福祉主管課で実施 (1)	直営相談支援事業所で実施 (2)	
身体障害 (04)	0	0	1
知的障害 (05)	0	0	1
精神障害 (06)	0	0	1

—市町村の数とこと

(支援方法)

	訪問 (1)	来所相談 (2)	同行 (3)	電話相談 (4)	電子メール (5)	個別支援会議 (6)	関係機関 (7)	その他 (8)	計 (9)
件数 (07)	98	52	20	152	1	73	161	28	585

(支援内容)

	福祉サービスの利用等に関する支援 (1)	障害や病状の理解に関する支援 (2)	健康・医療に関する支援 (3)	不安の解消・情緒不安定に関する支援 (4)	保育・教育に関する支援 (5)	家族関係に関する支援 (6)	家計・経済に関する支援 (7)	生活技術に関する支援 (8)	就労に関する支援 (9)
件数 (08)	184	230	229	140	3	161	79	70	46
(再掲)ピアカウンセラー (09)	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	社会参加・余暇に関する支援 (10)	権利擁護に関する支援 (11)	その他 (12)	計 (13)
件数 (08)	55	33	88	1318
(再掲)ピアカウンセラー (09)	0	0	0	0

記入要領

- 市町村における相談支援体制について、障害種別ごとに該当する欄に「1」を計上すること。  
(例えば、相談支援事業所9か所に委託している場合でも、「委託相談支援事業所で実施(3)」欄に「1」を計上。また、1市町村で複数の実施体制に該当する場合は、それぞれ該当する欄に「1」を計上。)  
都道府県においては、各市町村の合計を計上すること。(例えば、相談支援事業所に委託している市町村が市町村あった場合は、「委託相談支援事業所で実施(3)」欄に「5」を計上。)  
※ 都道府県においては、**相談支援事業所を実施している市町村数**(指定都市・中核市は、「1」のみ)
- 「(再掲)ピアカウンセラー(09)」は、障害当事者がサポートする形態を取った場合に、その回数(家族支援は含まない。)を再掲すること。

注記欄:

審査要領

- (相談支援を利用している障害者等の人数)  
(1) ≤ (2)+(3)+(4)+(5)+(6)+(7)+(8)
- (支援内容)